2014/4/1-2015/3/31
[Misumi Co.,Ltd.]

59

websites:
http://kk-misumi.jp/
http://opsia.jp/
http://www.a-opsia.com/

misumi

株式会社Misumi

第59期定時株主総会招集ご通知

日時：

平成 27 年6月 25 日（木曜日）

午前 10 時開催

場所：

鹿児島市卸本町6番地 12

鹿児島総合卸商業団地協同組合会館

オロシティーホール

証券コード：7441

平成27年６月10日

株　主　各　位

(証券コード7441)
鹿児島市卸本町７番地20
株式会社　Ｍｉｓｕｍｉ
代表取締役社長　岡　　恒　憲

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　鹿児島市卸本町６番地12
   鹿児島総合卸商業団地協同組合会館　オロシティーホール
3. **株主総会の目的事項**

報 告 事 項　第59期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　退任監査役に退職慰労金贈呈の件

以　上

・当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
・節電のため、当日の役員及び係員の服装は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
・本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://kk-misumi.jp/ir_index）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

［自　平成26年４月１日
　至　平成27年３月31日］

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策等を背景に、景気は緩やかな回復基調にありましたが、消費税率の引上げに伴う影響の長期化等から消費マインドの低迷が続き、個人消費は力強さに欠ける状況にありました。

また、当社グループの営業基盤である南九州においても、消費税増税以降、消費者の節約志向が続く中で、地方における需要の回復は鈍く、経営環境としては厳しい状況にありました。

このような状況の中で当社グループは、主力のエネルギー事業において、販売力の強化を図るとともに、その他事業においては、不振部門の立直しや接客・サービス力の強化を図りました。また、夏と冬には増販キャンペーンを実施し、クーポン付チラシ等の配布によるお得な情報の発信や、商品購入の特典として素敵な賞品が当たる懸賞を実施するなど、新規顧客の獲得と他事業店舗への相互送客を図り、事業全体における収益性の向上に努めました。さらに、将来に向けて地域社会への貢献と収益基盤の強化を目的として、環境にやさしいクリーンエネルギーである小水力発電所の建設を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は611億51百万円（前期比9.5％減）となりましたが、経常利益は販売費及び一般管理費が減少したこと等により14億６百万円（前期比13.7％増）となり、当期純利益は７億17百万円（前期比36.6％増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【エネルギー】

「エネルギー」セグメントにつきましては、石油部門において、利便性の向上や販売の強化を目的に、３月に喜入基地前ＳＳをセルフＳＳとしてリニューアルするとともに、他社より熊本市内にあるＳＳ１店舗の事業を譲受け、セルフ宇土ＳＳとしてオープンいたしました。また、安定した収益を獲得するために、積極的な提案活動による油外商品の拡販に取り組みました。

ガス部門においては、原料費調整制度の期間を見直し、タイムリーな価格提示を行うことで、収益の改善を図るとともに、ガス関連商品の購入者への「Ｔポイント付与」の認知度を上げることで、新規顧客の開拓に努めました。

しかしながら、原油価格やＬＰガス輸入価格の下落に伴い、エネルギー関連商品の販売価格が低下するとともに、ガソリン需要縮小の影響等から燃料油の販売数量が減少したこと等により、売上高は481億32百万円（前期比10.9％減）、セグメント利益（営業利益）は８億66百万円（前期比10.5％減）となりました。

【ライフスタイル】

「ライフスタイル」セグメントにつきましては、カルチャー部門において、集客力の向上と顧客の囲い込みを目的に、人気商材の販売を強化するための施策や売場レイアウトの変更を実施するとともに、クーポンの配布による購買意欲の促進に加え、カードやアプリ会員等の獲得強化に取り組みました。また、利便性の向上を目的として１１月にメディアミスミＴＳＵＴＡＹＡ南港店を地域最大級のレンタルショップへ改装いたしました。さらに、オプシアミスミでは、施設一体となったイベントの開催や設備面での安全性の強化を図るなど、幅広い層のお客様から支持される商業施設づくりに努めました。

自動車部門においては、新型車の増販を図るとともに、タイヤ販売における新規取引先の開拓と売れ筋商品の販売に注力し、収益確保に努めました。

ホームライフ部門においては、新しいＣＭ等による新築やリフォームの認知度向上を図るとともに、地震に強く、省エネ・創エネ設備を取り入れたスマートハウスの構造見学会や完成見学会を定期的に実施するなど、新しい暮らしの提案による受注獲得に努めました。

しかしながら、消費税率引き上げに伴う影響等により、売上高は77億66百万円（前期比7.7％減）、セグメント利益（営業利益）は３億22百万円（前期比6.7％減）となりました。

【フード＆ビバレッジ】

「フード＆ビバレッジ」セグメントにつきましては、外食部門において、ＫＦＣ店舗のイメージ向上等を目的に、老朽化の進んでいた３店舗を改装するとともに、品質管理の徹底とホスピタリティの強化を図るなど、お客様満足度の向上に努めました。一方でメニュー構成の見直しやコスト削減等による収益の改善に取り組みました。

ミネラルウォーター部門においては、新規取引先の獲得や配送コストの圧縮に努めるとともに、宅配キャンペーン等による定期購入件数の拡大を図りました。また「高牧の森の水」を使用したプレミアム焼酎「三寿美（ミスミ）」の販売を大都市圏の限定した飲食店にて開始し、水ブランドの向上に取り組みました。

以上の結果、売上高は52億52百万円（前期比1.1％増）、セグメント利益（営業利益）は４億15百万円（前期比92.6％増）となりました。

（上記金額には消費税等は含まれておりません。）

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

（単位：千円、％）

区　　分	第　58　期 平成26年３月期		第　59　期 平成27年３月期		前期比 増減率
	売　上　高	構 成 比	売　上　高	構 成 比	
エ　ネ　ル　ギ　ー	53,999,539	79.9	48,132,021	78.7	△10.9
ラ イ フ ス タ イ ル	8,409,843	12.4	7,766,389	12.7	△7.7
フ ー ド ＆ ビ バ レ ッ ジ	5,198,126	7.7	5,252,941	8.6	1.1
合　　計	67,607,509	100.0	61,151,352	100.0	△9.5

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金及び借入金によって調達しており、新株発行及び社債の発行による資金調達は行っておりません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、「販売の強化、流通の合理化及び業務の効率化」を基本戦略とし、当連結会計年度は、「エネルギー」セグメントを中心に全体で５億19百万円の設備投資を実施いたしました。

「エネルギー」セグメントにおいては、販売の強化を目的に４億６百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備としては、ＳＳ店舗の改装に１億21百万円、一般需要家等のバルク及びガス供給設備に68百万円の投資を行いました。

所要資金については、自己資金及び借入金により充当いたしました。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区　　分	第 56 期 平成24年３月期	第 57 期 平成25年３月期	第 58 期 平成26年３月期	第 59 期 平成27年３月期
売上高	58,814,591	60,640,315	67,607,509	61,151,352
経常利益	1,040,293	1,244,993	1,237,603	1,406,783
当期純利益	500,235	756,220	525,344	717,543
１株当たり当期純利益	82円41銭	124円59銭	86円55銭	118円21銭
総資産	35,387,231	34,234,678	35,058,628	35,153,717
純資産	12,612,327	13,402,388	13,967,501	15,177,853
１株当たり純資産	2,049円97銭	2,177円70銭	2,270円46銭	2,467円75銭

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区　　分	第 56 期 平成24年３月期	第 57 期 平成25年３月期	第 58 期 平成26年３月期	第 59 期 平成27年３月期
売上高	56,464,961	58,291,905	65,111,073	59,320,536
経常利益	964,503	1,185,231	1,114,109	1,373,209
当期純利益	469,563	653,254	490,241	699,960
１株当たり当期純利益	77円36銭	107円62銭	80円77銭	115円32銭
総資産	34,858,288	33,549,009	34,500,951	34,785,953
純資産	12,510,123	13,182,472	13,741,994	14,950,636
１株当たり純資産	2,061円03銭	2,171円80銭	2,263円98銭	2,463円10銭

(5) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社グループの主力商品である燃料油やＬＰガスの需要は、少子高齢化や人口減少に加え、環境意識の高まりや原子力発電所問題の影響等から、省エネルギーや次世代エネルギーの導入が推進されるなど、低炭素社会への移行が進み、構造的な需要の減少が続くものと予想されます。また、その他の商品の販売においても、消費マーケットの縮小等により競合各社との競争は、ますます激化するものと思われます。

そのような状況の中で当社グループは、主力のエネルギー事業において、営業力の強化を図り、燃料油やＬＰガス等の販売における地域シェアの拡大に努める一方で、小水力発電所の建設や、省エネ・創エネ設備を取り入れたスマートハウスの販売など、エネルギー供給会社ならではの視点とノウハウをそれらの事業に活用しながら、環境に配慮した新しい暮らしの提案と、様々な商品・サービスの提供に取り組んでまいります。

また、その他事業においても、新規出店や既存店のリニューアルを積極的に行うとともに、接客・サービスの更なる向上を図り、競争力のある地域一番店づくりに努めてまいります。

さらに、全事業において、販売網の再編、コスト競争力の強化、キャッシュ・フロー重視の経営及び人材の確保・育成を継続的に伸展させることが肝要であると考え、収益性の改善度合いに焦点をあてた、事業拠点のスクラップアンドビルドを強力に推し進め、収益力の向上を図るとともに、セルフ化等による人件費の抑制や販売・流通コストの削減、人材育成による営業力の強化を積極的に行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、当社、子会社12社及び関連会社１社で構成しております。

当社の企業集団の事業内容は、事業部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「エネルギー」、「ライフスタイル」及び「フード＆ビバレッジ」の３つを報告セグメントとしております。

「エネルギー」は、主に石油・ガス関連商品の販売を行っております。「ライフスタイル」は、書籍、自動車、タイヤ及び住宅等の販売、複合商業施設の運営等を行っております。「フード＆ビバレッジ」は、ケンタッキーフライドチキンの販売、水の製造販売等を行っております。

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

当社

本　　社	鹿児島市卸本町
営 業 拠 点	鹿児島支店、オプシアミスミ（鹿児島県鹿児島市）
	リファインショップミスミ（鹿児島県鹿児島市）、鹿屋オフィス
	国分オフィス（鹿児島県霧島市）、宮之城オフィス（鹿児島県薩摩郡）
	種子島オフィス（鹿児島県西之表市）
	宮崎支店、都城支店、熊本支店、人吉支店、八代オフィス
海上受入基地	鹿児島海上基地、宮崎海上基地
	種子島海上基地（鹿児島県西之表市）、八代海上基地
ＬＰガス充填所	鹿児島充填所、鹿屋充填所、国分充填所（鹿児島県霧島市）
	種子島充填所（鹿児島県西之表市）、宮崎充填所
	志和池充填所（宮崎県都城市）、熊本充填所、人吉充填所
	八代充填所、水俣充填所
容器検査工場	えびの容器検査工場
水製造工場	高牧の森の水製造工場（鹿児島県姶良市）

営　業　店

県　　名	部　門　別	店　　舗　　名	店舗数
鹿児島県	石油小売	平之町SS、南港SS、薬師SS、上荒田SS、Dr．Drive鹿児島卸団地店、七ツ島SS、西郷団地SS、Dr．Drive伊敷店、Dr．Driveセルフ城西通武町店、喜入基地前SS、あいらインター入口SS、Dr．Driveセルフ国分店、鹿屋札元SS、桜島サービスエリアSS、セルフ２４新栄SS、宮之城SS、セルフスカイラインSS、セルフ武岡台SS、セルフ与次郎SS	19
	ガス小売	ミスミガス南鹿児島店、ミスミガス北鹿児島店、ミスミガス加世田店、ミスミガス知覧店、ミスミガス姶良店、ミスミガス国分店、ミスミガス鹿屋店、ミスミガス志布志店、ミスミガス垂水店、ミスミガス湧水店、ミスミガス宮之城店、ミスミガス内之浦店	12
	オートガス	鹿屋オートガスSS、南栄オートガスSS、堀江オートガスSS	3
	カルチャー	メディアミスミＴＳＵＴＡＹＡ南港店、ブックスミスミ七ツ島店、ブックスミスミ鹿屋店、ブックスミスミ加治木バイパス店、ブックスミスミオプシア、ＡＰＲオプシアミスミ	6
	自動車	フォード南港店、プジョー鹿児島、コバック鹿児島堀江店	3
	外食	ＫＦＣ南鹿児島店、ＫＦＣ天文館店、ＫＦＣ伊敷店、ＫＦＣ七ツ島店、ＫＦＣ城西店、ＫＦＣ姶良店、ＫＦＣ鹿屋店、ＫＦＣ国分店、ＫＦＣ吉野店、ＫＦＣ川内店、ＫＦＣグラード伊集院店、ＫＦＣ出水店、ＫＦＣイオン鹿児島店、ＫＦＣ与次郎店	14
		ピエトロ・バルコーネ新栄店	1
		巳ハレム鹿児島店	1
		ピザハット与次郎店、ピザハット伊敷店、ピザハット東谷山店	3
		石窯パン工房Ｐａｒａｓｓｏ伊敷ニュータウン店	1

県　　名	部　門　別	店　　舗　　名	店舗数
宮崎県	石油小売	セルフ２４大塚SS、Dr. Driveセルフ青葉町店、一ツ葉大橋SS、Dr. Driveセルフ２４都城北店、都城中原SS、高原SS、セルフ小林SS	7
	ガス小売	ミスミガス宮崎店、ミスミガス都城店、ミスミガス高原店	3
	オートガス	宮崎港オートガスSS、都城オートガスSS	2
	カルチャー	メディアミスミＴＳＵＴＡＹＡ都城店、メディアミスミＴＳＵＴＡＹＡ日向店	2
	外食	ＫＦＣ花ヶ島店、ＫＦＣ高千穂通り店、ＫＦＣ南宮崎店、ＫＦＣ都城店、ＫＦＣ延岡店、ＫＦＣイオン日向店、ＫＦＣ宮崎大塚店、ＫＦＣイオン都城店	8
熊本県	石油小売	熊本県庁前SS、熊本鉄工団地前SS、セルフ託麻SS、熊本流通団地SS、小峯SS、Dr. Drive平成SS、人吉SS、免田SS、セルフ人吉インターSS、人吉バイパスSS、石水SS、セルフアクアドーム前SS、スーパーセルフ人吉球磨SS、セルフ八代北SS、セルフ宇土SS	15
	ガス小売	ミスミガス熊本店、ミスミガス八代店、ミスミガス宇城店、ミスミガス人吉店、ミスミガス免田店、ミスミガス菊池店、ミスミガス玉名店、ミスミガス水俣店、ミスミガス芦北店	9
	オートガス	熊本オートガスSS、清水オートガスSS、人吉オートガスSS、水俣オートガスSS	4
	カルチャー	ブックスミスミ人吉店	1
	自動車	コバック熊本小峯店、コバック人吉球磨店	2
	外食	ＫＦＣ東バイパス店、ＫＦＣ健軍店、ＫＦＣ浜線バイパス店、ＫＦＣ清水バイパス店、ＫＦＣ近見店、ＫＦＣ大津店、ＫＦＣ新天街店、ＫＦＣ八代松江店、ＫＦＣ人吉店、ＫＦＣイオン天草店、ＫＦＣイオンモール宇城店、ＫＦＣ光の森店、ＫＦＣイオンモール熊本店	13
大分県	外食	ＫＦＣ大分今津留店、ＫＦＣ別府亀川バイパス店、ＫＦＣパークプレイス大分店	3
福岡県	外食	ＫＦＣ福岡南バイパス店、ＫＦＣ徳力店、ＫＦＣ福岡ヤフオクドーム店、ＫＦＣトリアス久山店、ＫＦＣ小倉競馬場店	5
合　　計			137

(8) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数（名）
エネルギー	340 [256]
ライフスタイル	128 [159]
フード&ビバレッジ	69 [666]
全社（共通）	62 [5]
合計	599 [1,086]

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
478 [1,068]	△10 [△30]	42.8	16.7

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	出資比率（%）	主要な事業内容
南九州トーヨータイヤ㈱	51.0	自動車用のタイヤの販売

(10) 主要な借入先及び借入額

（単位：千円）

借入先	借入残高
㈱三井住友銀行	3,290,500
㈱鹿児島銀行	2,881,250
㈱福岡銀行	1,449,990
㈱商工組合中央金庫	1,272,450
㈱宮崎銀行	1,081,200

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　12,000,000株

(2) 発行済株式総数　　6,069,834株（自己株式30,669株を除く）

(3) 株主数　　328名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
三角開発㈱	1,613,600	26.6
ＪＸホールディングス㈱	779,500	12.8
住友生命保険(相)	332,000	5.5
㈱三井住友銀行	301,800	5.0
㈱鹿児島銀行	273,650	4.5
東洋ゴム工業㈱	183,000	3.0
三角皓三郎	180,400	3.0
ミスミ取引先持株会	165,900	2.7
三角征四郎	149,600	2.5
㈱福岡銀行	141,900	2.3

(注)　持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	三　角　皓三郎		
代表取締役副会長	三　角　征四郎		
代表取締役社長	岡　　恒　憲		
取　締　役	上　野　康　志	第一事業本部長兼ガス卸事業部長	
取　締　役	神　野　直　也	第二事業本部長兼外食事業部長	
取　締　役	上　村　俊一郎	ＳＳ事業部長	
取　締　役	吉　満　　誠	発電事業担当部長	
常勤監査役	濵　島　健　一		
常勤監査役	上　村　敏　徳		
監　査　役	池　田　　洹		
監　査　役	指　宿　祐　一		

(注) 1. 監査役のうち上村敏徳氏、池田洹氏及び指宿祐一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役上村敏徳氏につきましては、証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	7人	164,213千円	
監　査　役	4人	13,047千円	
計	11人	177,260千円	

(注) 1. 平成４年４月24日開催の定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額１億８千万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）、監査役年額３千万円以内であります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役４名に支給した使用人給与相当額27,294千円は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額14,000千円を含んでおります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	上 村 敏 徳	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会６回のうち６回に出席しており、必要に応じて適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	池 田　　洹	当期開催の取締役会17回のうち６回に出席し、また、当期開催の監査役会６回のうち５回に出席しており、必要に応じて適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	指 宿 祐 一	当期開催の取締役会17回のうち７回に出席し、また、当期開催の監査役会６回のうち５回に出席しており、必要に応じて適宜発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
監　　査　　役	3人	7,627千円	
計	3人	7,627千円	

(注) 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額427千円が含まれております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化のためには、社外取締役の導入が有効な手段であると考えておりますが、当社の展開している事業の専門性に鑑みますと、それ相応の知見を有する方に就任していただくことが経営効率の向上のためには適切であると判断しております。また、当社には社外監査役が３名おり、社外からの監視は機能していると考えておりますので、コスト負担等を勘案すると、さらに社外取締役を選任することは相当でないと判断しております。

しかしながら、会社法の改正により、監査等委員会設置会社に移行することで、現在の社外監査役である３名を社外取締役（監査等委員である取締役）候補者として推挙すること及び定款の定めにより重要な業務執行の一部を取締役に委任し、業務執行取締役の意思決定の機動性・迅速性を高めることが可能となりましたので、これらに関する議案を平成27年６月25日開催の定時株主総会にお諮りすることとしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

項　　目	支　払　額
報酬等の額	28,100千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,100千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、会社の経営管理意思決定機関として、法令に定められた事項を協議決定するとともに、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定あるいは承認し、業務の執行につき報告を受ける。

② 取締役は、取締役会決定事項に基づき業務を執行し、使用人の職務執行を監督するとともに、その経過並びに結果を取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報管理体制）

① 取締役は、当社及びグループ会社の株主総会並びに取締役会における議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類について、社内規程に基づき、各担当職務に従い適切に保管する。

② 資料の保管期間は最低10年間とし、監査役会及び会計監査人等の閲覧の要請に備える。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、コンプライアンス、環境、災害、保安、品質及び販売などに係るリスクについて、それぞれの担当部署にて規程の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定め対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（職務の効率性の確保）

① 取締役会は、経営方針、経営会議、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

② 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程、権限規程等に定める機関または手続により必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直す。

③ 代表取締役は、会社の組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令遵守体制）

① 当社の役員・使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当社規程に従って報告する。

② 代表取締役は、上記①で報告された事実についての調査を指揮・監督し、顧問弁護士と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。

③ 当社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。この場合、通報者に不利益がないことを確保する。

④ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員・使用人に開示し、周知徹底する。

⑤ 代表取締役は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ管理体制）

① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則を関係会社管理規程類として整備する。

② 当社グループに属する会社間の取引は、法令その他の会社規範に照らし適切に取扱う。

③ 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、代表取締役がグループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。

④ 内部監査部門は、グループにおける内部監査を実施または統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告する体制を構築する。

⑤ 監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携等的確な体制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項（サポート体制）

① 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役より要請があった場合、その要請に応じて人員を配置する。この場合、あらかじめ期間を定め、期間内は専任とし、かつ計数的な知見を十分に有する使用人とする。

② 監査役付きとなった使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、グループ会社の監査役を兼務可能とする。また、監査役会の事務局となる。

(8) 前記（7）の使用人の取締役からの独立性に関する事項（サポート体制）

① 前記の監査役付き使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命に係る事項は、常勤監査役の事前の同意をもって決定する。

② 監査役付き使用人は、会社の監査業務を実施するが、グループ業務の執行に係る役職は兼務しない。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（監査役会への報告体制）

① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時状況の報告を行う。

② 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

（ア） 会社の信用を著しく低下させたもの、またはそのおそれがあるもの

（イ） 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれがあるもの

（ウ） 社内外へ環境、安全、衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの

（エ） 規程違反で重大なもの

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査の実効性確保）

監査役会は、独自に意見形成するため、外部法律事務所と連携する。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

① 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、不当な要求や取引については毅然とした姿勢で対処するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

② 反社会的勢力からの不当な要求等の問題が発生した場合は、社内の適切な部署及び機関における情報の共有を図るとともに、必要に応じて顧問弁護士や警察及びその関係者等外部専門機関と連携し、組織全体で対応する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の体制の構築、運用、評価を行うこととする。

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**12,778,249**	**流動負債**	**11,993,603**
現金及び預金	5,142,469	買掛金	1,791,423
受取手形	733,102	短期借入金	5,710,000
売掛金	3,542,781	1年内返済予定の長期借入金	2,161,050
商品及び製品	2,520,382	リース債務	10,602
仕掛品	47,441	未払金	926,263
原材料及び貯蔵品	43,195	未払費用	158,693
前払費用	60,424	未払法人税等	352,000
繰延税金資産	139,642	未払消費税等	277,964
その他	631,636	預り金	192,108
貸倒引当金	△82,827	賞与引当金	260,000
		その他	153,497
固定資産	**22,007,703**	**固定負債**	**7,841,713**
有形固定資産	**16,935,190**	長期借入金	5,738,934
建物	3,157,330	リース債務	22,406
構築物	649,513	繰延税金負債	426,010
機械及び装置	498,259	役員退職慰労引当金	770,500
車両運搬具	115,922	資産除去債務	118,870
工具、器具及び備品	272,072	その他	764,991
土地	12,152,012		
リース資産	30,762		
建設仮勘定	59,316	**負債合計**	**19,835,316**
		(純資産の部)	
無形固定資産	**233,134**	**株主資本**	**14,044,200**
のれん	109,045	**資本金**	**1,690,899**
ソフトウェア	79,554	**資本剰余金**	**1,646,341**
その他	44,534	資本準備金	1,646,341
		利益剰余金	**10,750,362**
投資その他の資産	**4,839,378**	利益準備金	116,139
投資有価証券	2,610,252	その他利益剰余金	10,634,223
関係会社株式	114,515	特別償却準備金	27,550
長期貸付金	17,975	別途積立金	6,309,403
破産更生債権等	223,547	繰越利益剰余金	4,297,268
長期前払費用	70,339	**自己株式**	**△43,403**
前払年金費用	508,840		
差入保証金	995,875	**評価・換算差額等**	**906,435**
その他	563,337	**その他有価証券評価差額金**	**906,435**
貸倒引当金	△265,304		
		純資産合計	**14,950,636**
資産合計	**34,785,953**	**負債及び純資産合計**	**34,785,953**

損 益 計 算 書

［自　平成26年４月１日
　至　平成27年３月31日］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**59,320,536**
売上原価		**48,259,464**
売上総利益		**11,061,071**
販売費及び一般管理費		**10,024,109**
営業利益		**1,036,961**
営業外収益		**556,777**
受取利息	7,347	
受取配当金	64,382	
受取賃貸料	145,982	
貸倒引当金戻入額	99,347	
雑収入	239,717	
営業外費用		**220,529**
支払利息	123,892	
賃貸費用	65,243	
雑損失	31,393	
経常利益		**1,373,209**
特別利益		**9,189**
固定資産売却益	9,189	
特別損失		**154,277**
固定資産売却損	2,143	
減損損失	152,133	
税引前当期純利益		**1,228,121**
法人税、住民税及び事業税	401,606	
法人税等調整額	126,554	528,161
当期純利益		**699,960**

株主資本等変動計算書

(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,690,899	1,646,341	1,646,341	116,139	―	6,309,403	3,496,836	9,922,379
会計方針の変更による累積的影響額							310,118	310,118
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,690,899	1,646,341	1,646,341	116,139	―	6,309,403	3,806,954	10,232,497
当期変動額								
剰余金の配当							△182,095	△182,095
当期純利益							699,960	699,960
特別償却準備金の積立					27,550		△27,550	―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	―	―	―	―	27,550	―	490,314	517,865
当期末残高	1,690,899	1,646,341	1,646,341	116,139	27,550	6,309,403	4,297,268	10,750,362

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△43,403	13,216,217	525,777	525,777	13,741,994
会計方針の変更による累積的影響額		310,118			310,118
会計方針の変更を反映した当期首残高	△43,403	13,526,335	525,777	525,777	14,052,112
当期変動額					
剰余金の配当		△182,095			△182,095
当期純利益		699,960			699,960
特別償却準備金の積立		―			―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			380,658	380,658	380,658
当期変動額合計	―	517,865	380,658	380,658	898,523
当期末残高	△43,403	14,044,200	906,435	906,435	14,950,636

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……　移動平均法による原価法
その他有価証券
　時価のあるもの……　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
　時価のないもの……　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品、原材料…　月別総平均法
ただし、以下のものは除く
書籍・ＣＤ類…　売価還元法
自動車、販売用不動産、未成工事支出金…　個別法
貯蔵品……　最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産……　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～50年
機械及び装置	２～17年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 無形固定資産

ソフトウェア……　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法
その他の無形固定資産……　定額法

④　長期前払費用……　定額法

(4) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金……　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金……　従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③　退職給付引当金……　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が480,059千円、繰越利益剰余金が310,118千円それぞれ増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はいずれも軽微であります。

④ 役員退職慰労引当金…… 当社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,208,631千円
土地	6,550,799千円
投資有価証券	93,965千円
計	8,853,396千円

② 担保に係る債務

買掛金	285,250千円
短期借入金	1,992,106千円
長期借入金	6,706,509千円
（1年内返済予定の長期借入金を含む）	
計	8,983,865千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　14,041,114千円

(3) 保証債務

下記の金融機関借入金について保証を行っております。

南九州トーヨータイヤ㈱　100,000千円

(4) 偶発債務

当社が加入する「九州石油業厚生年金基金」は、平成27年４月以降の特例解散に向け諸手続きを進めており、同基金解散に伴う費用が発生する可能性がありますが、現時点では不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権　221,847千円　　長期金銭債権　377,536千円

② 短期金銭債務　203,999千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

① 営業取引高					
売上高	250,242千円	仕入高	75,873千円		
運搬費	321,600千円	修繕費	30,648千円		
その他	162,118千円				
② 営業取引以外の取引高					
資産購入高	675千円	その他	37,483千円		

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　30,669株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、役員退職慰労引当金、減損損失等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。(評価性引当額は、507,108千円であります。)

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	三角開発㈱	(被所有)直接26.6%	石油・ガス関連商品の販売 広告の契約 役員の兼任	商品の販売	20,638	売掛金	1,722
				広告宣伝費	12,000	—	—

(注) 1．取引ないし取引条件の決定方針等
営業取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
2．当事業年度末において、三角開発㈱の発行するゴルフ会員権を375,000千円所有しております。
3．三角開発㈱は当社の代表取締役である三角 皓三郎、三角 征四郎、岡 恒憲及びその近親者で議決権の過半数を所有している会社であり、「役員及び個人主要株主等」に該当する会社であります。
4．取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	ＪＸ日鉱日石エネルギー㈱(ＪＸホールディングス㈱の子会社)	―	石油関連商品の購入	商品の購入	28,080,167	買掛金	165,250
				利息の受取	2,347	未収収益	2,347
				―	―	差入保証金	335,306
	ＥＮＥＯＳグローブ㈱(ＪＸホールディングス㈱の子会社)	―	ガス関連商品の購入	商品の購入	4,864,823	買掛金	210,543

(注) 1．取引ないし取引条件の決定方針等
営業取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
2．ＪＸ日鉱日石エネルギー㈱及びＥＮＥＯＳグローブ㈱の買掛金に対して担保を提供しております。
3．取引金額には、消費税等は含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,463円10銭
1株当たり当期純利益	115円32銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(記載金額の表示については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社　Ｍｉｓｕｍｉ
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青　野　　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　畑　秀　二　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｍｉｓｕｍｉの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**13,271,766**	**流動負債**	**12,168,834**
現金及び預金	5,240,959	支払手形及び買掛金	1,912,193
受取手形及び売掛金	4,610,840	短期借入金	5,810,000
商品及び製品	2,733,724	1年内返済予定の長期借入金	2,164,260
仕掛品	47,441	リース債務	11,757
原材料及び貯蔵品	43,195	未払金	915,565
前払費用	62,299	未払費用	165,324
繰延税金資産	155,296	未払法人税等	362,737
その他	460,872	未払消費税等	308,939
貸倒引当金	△82,863	賞与引当金	306,525
		その他	211,531
固定資産	**21,881,950**	**固定負債**	**7,807,029**
有形固定資産	**16,939,076**	長期借入金	5,744,175
建物及び構築物	3,730,498	リース債務	22,954
機械装置及び運搬具	615,209	繰延税金負債	385,259
工具、器具及び備品	274,036	役員退職慰労引当金	770,500
土地	12,227,632	資産除去債務	118,870
リース資産	32,384	その他	765,269
建設仮勘定	59,316		
		負債合計	**19,975,863**
無形固定資産	**234,892**	**(純資産の部)**	
		株主資本	**14,144,986**
投資その他の資産	**4,707,982**	**資本金**	**1,690,899**
投資有価証券	2,610,337	**資本剰余金**	**1,646,341**
長期貸付金	15,990	**利益剰余金**	**10,851,148**
長期前払費用	70,339	**自己株式**	**△43,403**
退職給付に係る資産	427,817	**その他の包括利益累計額**	**833,839**
差入保証金	1,003,081	**その他有価証券評価差額金**	**906,435**
その他	851,637	**退職給付に係る調整累計額**	**△72,596**
貸倒引当金	△271,221	**少数株主持分**	**199,028**
		純資産合計	**15,177,853**
資産合計	**35,153,717**	**負債及び純資産合計**	**35,153,717**

連結損益計算書

［自　平成26年４月１日
　至　平成27年３月31日］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**61,151,352**
売上原価		**49,614,467**
売上総利益		**11,536,885**
販売費及び一般管理費		**10,470,960**
営業利益		**1,065,924**
営業外収益		**559,503**
受取利息	4,792	
受取配当金	61,152	
仕入割引	36,362	
受取賃貸料	142,211	
受取手数料	66,852	
貸倒引当金戻入額	99,488	
その他	148,644	
営業外費用		**218,645**
支払利息	125,167	
売上割引	1,413	
賃貸費用	62,125	
その他	29,938	
経常利益		**1,406,783**
特別利益		**14,717**
固定資産売却益	14,717	
特別損失		**152,506**
固定資産売却損	2,143	
減損損失	150,362	
税金等調整前当期純利益		**1,268,994**
法人税、住民税及び事業税	413,494	
法人税等調整額	131,156	544,651
少数株主損益調整前当期純利益		**724,342**
少数株主利益		**6,799**
当期純利益		**717,543**

連結株主資本等変動計算書

(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,690,899	1,646,341	9,993,272	△43,403	13,287,109
会計方針の変更による累積的影響額			322,428		322,428
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,690,899	1,646,341	10,315,700	△43,403	13,609,538
当期変動額					
剰余金の配当			△182,095		△182,095
当期純利益			717,543		717,543
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	535,448	―	535,448
当期末残高	1,690,899	1,646,341	10,851,148	△43,403	14,144,986

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	525,777	△31,599	494,177	186,213	13,967,501
会計方針の変更による累積的影響額				6,220	328,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	525,777	△31,599	494,177	192,434	14,296,150
当期変動額					
剰余金の配当					△182,095
当期純利益					717,543
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	380,658	△40,997	339,661	6,593	346,255
当期変動額合計	380,658	△40,997	339,661	6,593	881,703
当期末残高	906,435	△72,596	833,839	199,028	15,177,853

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　12社
・主要な連結子会社の名称　　南九州トーヨータイヤ㈱

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社はありません。なお、関連会社である㈱ダイリン広告については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱鹿児島協同ガス配送センター他５社の決算日は１月31日であり、北薩ガス㈱他１社の決算日は、２月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のあるもの……　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
時価のないもの……　移動平均法による原価法

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品、仕掛品、原材料…　月別総平均法
ただし、以下のものは除く
書籍・ＣＤ類…　売価還元法
自動車、販売用不動産、未成工事支出金…　個別法
貯蔵品……　最終仕入原価法

(6) 固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産…… 定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	２～50年
機械装置及び運搬具	２～17年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 無形固定資産

ソフトウェア……	社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法
その他の無形固定資産……	定額法

④ 長期前払費用…… 定額法

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金……	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
③ 役員退職慰労引当金……	当社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が505,546千円、利益剰余金が322,428千円、少数株主持分が6,220千円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はいずれも軽微であります。

(9) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

(11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	2,220,180千円
土地	6,578,953千円
投資有価証券	93,965千円
計	8,893,099千円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	285,250千円
短期借入金	1,992,106千円
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	6,714,535千円
計	8,991,891千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　13,817,543千円

(3) 偶発債務

当社及び連結子会社の一部が加入する「九州石油業厚生年金基金」は、平成27年４月以降の特例解散に向け諸手続きを進めており、同基金解散に伴う費用が発生する可能性がありますが、現時点では不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　6,100,503株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日定時株主総会	普通株式	91,047	15	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月7日取締役会	普通株式	91,047	15	平成26年9月30日	平成26年12月5日
計		182,095			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,047	15	平成27年3月31日	平成27年6月26日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、原則5年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた余資運用規程を設け、取引の実行及び管理は経理部が行っております。

（注） 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	5,240,959	5,240,959	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,610,840	4,610,840	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,282,045	2,282,045	—
(4) 差入保証金	1,003,081	992,105	△10,975
(5) 長期貸付金	15,990	15,790	△199
資産計	13,152,916	13,141,741	△11,175
(1) 支払手形及び買掛金	1,912,193	1,912,193	—
(2) 短期借入金	5,810,000	5,810,000	—
(3) 未払金	915,565	915,565	—
(4) 未払法人税等	362,737	362,737	—
(5) 未払消費税等	308,939	308,939	—
(6) 長期借入金	7,908,435	7,942,873	34,437
負債計	17,217,871	17,252,308	34,437

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

当社では、差入保証金については、将来キャッシュ・フローを差入先の信用状態を反映した割引率で契約期間にわたり割引計算したものを時価としております。敷金については、無リスクの利子率で契約期間または当該物件に存在する償却資産の残存耐用年数のいずれか長い期間で割引計算したものを時価としております。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを債務者のリスクを反映した市場利率で返済期間にわたり割引計算したものを時価としております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額328,291千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県において、賃貸複合商業施設等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時　　価
5,346,999	5,861,657

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

6. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	2,467円75銭
１株当たり当期純利益	118円21銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（記載金額の表示については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社　Ｍｉｓｕｍｉ
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青　野　　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　畑　秀　二　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Ｍｉｓｕｍｉの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｍｉｓｕｍｉ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社 Ｍｉｓｕｍｉ　監査役会

監査役（常勤）　濵　島　健　一　㊞

監査役（常勤）　上　村　敏　徳　㊞

監査役　池　田　　洹　㊞

監査役　指　宿　祐　一　㊞

（注）　監査役上村敏徳、監査役池田 洹及び監査役指宿祐一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第59期の期末配当につきましては、当期の業績その他諸般の状況を勘案しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たりの配当金を15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、91,047,510円となります。

また、当期は１株当たり15円の中間配当金を既にお支払いいたしておりますので、これを合わせた年間配当金は１株当たり30円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に事業目的の一部追加を行うものであります。

(2) 本年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号)」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、定款の一部を変更するものであります。

(3) 業務執行を行わない取締役につきましても、適切な人材を確保し、期待された役割を十分に発揮できるようにするため、定款に変更案第25条（取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 今後の資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款に変更案第47条（剰余金の配当等）第１項の規定を新設するとともに、現行定款第48条の削除、並びに現行定款第49条に所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～36.　（条文省略） 37.　発電及び売電に関する事業 38.　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～36.　（現行どおり） 37.　発電、売電及び電力の小売に関する事業 38.　（現行どおり）
第３条～第17条（条文省略）	第３条～第17条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役
（取締役会の設置） 第18条　当会社は、取締役会を置く。	（変更案第26条に移設）
（新設）	（取締役） 第18条　当会社の取締役は、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役とする。
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区分して議案として株主総会に諮り、その決議によって選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は、18名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の監査等委員でない取締役は、18名以内とする。
（新設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第22条～第23条（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
（現行定款第29条より移設）	（取締役の報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第25条　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第５章　取締役会
（現行定款第18条より移設）	（取締役会の設置） 第26条　当会社は、取締役会を置く。
（新設）	（取締役会の構成員） 第27条　取締役会は、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役で構成する。
（取締役会の招集） 第24条　（条文省略） ２．取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集） 第28条　（現行どおり） ２．取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
第25条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第30条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第31条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第32条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第28条　（条文省略）	第33条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（変更案第24条に移設）
第５章　監査役及び監査役会	第６章　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第30条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第34条　当会社は、監査等委員会を置く。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（監査等委員会の構成） 第35条　監査等委員会は、すべての監査等委員である取締役で構成する。
（監査役の選任） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤監査等委員） 第36条　監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集） 第37条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
（新設）	2．　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の決議） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議） 第38条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第39条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第40条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（社外監査役の責任免除） 第40条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第6章　会計監査人	第7章　会計監査人
第41条～第43条　（条文省略）	第41条～第43条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（会計監査人の報酬等） 第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第45条　（条文省略）	第45条　（現行どおり）
第7章　計算	第8章　計算
第46条　（条文省略）	第46条　（現行どおり）
（期末配当金） 第47条　（新設） 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（剰余金の配当等） 第47条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。 2．当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。
（中間配当金） 第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（期末配当金等の除斥期間） 第49条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 2．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第48条　配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 2．未払の配当金には利息をつけない。
（新設）	附　則 第１条　当会社は、第59期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、現在の取締役７名は、本総会終結のときをもって全員任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）７名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	三角（みすみ）　皓三郎（こうざぶろう） 昭和９年12月13日生 当社代表取締役会長 再任	昭和34年２月 昭和50年３月 昭和53年３月 昭和63年３月 平成２年３月 平成21年６月 所有する当社株式数	当社 常務取締役 当社 専務取締役 当社 代表取締役専務取締役 当社 代表取締役副社長 当社 代表取締役社長 三角開発㈱ 代表取締役社長（現任） 当社 代表取締役会長（現任） 180,400株
2	三角（みすみ）　征四郎（せいしろう） 昭和15年12月10日生 当社代表取締役副会長 再任	昭和43年９月 昭和45年４月 昭和50年３月 平成２年３月 平成５年４月 平成９年７月 平成15年４月 平成15年12月 平成16年７月 平成17年６月 平成21年６月 所有する当社株式数	当社 入社 当社 取締役 当社 常務取締役熊本支店長 当社 専務取締役熊本支社長 当社 専務取締役エネルギー事業部長兼カルチャー事業部長 当社 代表取締役専務取締役 当社 代表取締役専務取締役経営戦略本部長 当社 代表取締役専務取締役事業本部長 ㈱ミスミ建設 代表取締役社長 当社 代表取締役副社長 当社 代表取締役副会長（現任） 149,600株
3	岡（おか）　恒憲（つねのり） 昭和30年１月24日生 当社代表取締役社長 再任	平成13年４月 平成13年６月 平成13年９月 平成18年７月 平成21年４月 平成21年６月 所有する当社株式数	当社 入社 当社 鹿児島支店長 当社 取締役鹿児島支店長 当社 取締役サポート本部長 当社 代表取締役専務取締役 ㈱ミスミ建設 代表取締役社長 当社 代表取締役社長（現任） 5,166株

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
4	上野 康志（うえの やすし） 昭和31年５月21日生 当社取締役常務執行役員 第一事業本部長 兼ガス卸事業部長 再任	昭和53年４月	当社 入社
		平成12年９月	当社 エネルギー営業本部ガス事業部長
		平成14年４月	当社 経営戦略本部グループリーダー
		平成15年４月	当社 石油ビジネスユニットリーダー
		平成15年10月	当社 石油事業部長
		平成17年６月	当社 取締役石油事業部長
		平成19年９月	当社 取締役石油卸事業部長
		平成21年８月	当社 取締役石油卸事業部長兼ガス卸事業部長
		平成24年４月	当社 取締役常務執行役員第一事業本部長兼石油卸事業部長
		平成25年４月	当社 取締役常務執行役員第一事業本部長兼ガス卸事業部長（現任）
		所有する当社株式数	2,093株
5	神野 直也（かみの なおや） 昭和32年６月３日生 当社取締役常務執行役員 第二事業本部長 兼外食事業部長 再任	昭和55年４月	当社 入社
		平成10年４月	当社 外食事業部長
		平成14年４月	当社 外食ビジネスユニットリーダー
		平成14年６月	当社 取締役外食ビジネスユニットリーダー
		平成15年４月	当社 取締役外食ビジネスユニットリーダー兼カルチャービジネスユニットリーダー
		平成15年10月	当社 取締役外食事業部長兼カルチャー事業部長
		平成18年２月	当社 取締役カルチャー事業部長
		平成19年２月	当社 取締役カルチャー事業部長兼オプシア事業部長
		平成24年４月	当社 取締役執行役員カルチャー事業部長
		平成25年４月	当社 取締役常務執行役員サポート本部長
		平成26年４月	当社 取締役常務執行役員第二事業本部長兼外食事業部長（現任）
		所有する当社株式数	2,494株

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
6	上村 俊一郎（うえむら しゅんいちろう） 昭和35年２月23日生 当社取締役 再任	昭和58年４月 平成18年２月 平成19年６月 平成21年９月 平成24年４月 平成27年４月 平成27年６月 所有する当社株式数	当社 入社 当社 外食事業部長 当社 取締役外食事業部長 当社 取締役ＳＳ事業部長 当社 取締役執行役員ＳＳ事業部長 当社 取締役（現任） 南九州トーヨータイヤ㈱ 副社長 南九州トーヨータイヤ㈱ 取締役副社長（現任） 1,821株
7	吉満 誠（よしみつ まこと） 昭和32年６月９日生 当社取締役執行役員 発電事業担当部長 再任	昭和53年４月 平成13年６月 平成20年４月 平成21年６月 平成24年４月 平成25年４月 平成26年１月 所有する当社株式数	当社 入社 当社 八代支店長 当社 ガス小売事業部長 当社 取締役ガス小売事業部長 当社 取締役執行役員ガス小売事業部長 当社 取締役執行役員ホームライフ事業部長 当社 取締役執行役員発電事業担当部長（現任） 1,697株

（注） 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	濵島 健一（はましま けんいち） 昭和26年６月27日生 当社常勤監査役	昭和51年４月 平成４年４月 平成６年４月 平成24年４月 平成24年６月 所有する当社株式数	当社 入社 当社 情報システム部次長 当社 情報システム部長 当社 安全推進部 当社 常勤監査役（現任） 2,741株

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	上村 敏徳（かみむら としのり） 昭和25年９月28日生 当社常勤監査役	昭和48年４月 平成14年４月 平成19年８月 平成20年９月 平成22年３月 平成23年３月 平成23年６月 所有する当社株式数	鹿児島県警察官採用 警視昇任 種子島警察署長 鹿児島県警察本部刑事部 組織犯罪対策課長 鹿児島南警察署長 鹿児島県警退職 当社 常勤監査役（現任） 483株
3	池田 亘（いけだ わたる） 昭和15年４月９日生 当社社外監査役	昭和47年４月 昭和51年４月 昭和62年４月 昭和63年４月 平成12年６月 所有する当社株式数	弁護士開業 鹿児島県弁護士会常議員 日本弁護士連合会常務理事 鹿児島県弁護士会常議員会議長 当社 監査役（現任） 0株
4	指宿 祐一（いぶすき ゆういち） 昭和31年９月22日生 当社社外監査役	昭和54年４月 平成19年６月 平成22年７月 平成24年６月 平成25年６月 所有する当社株式数	日本石油㈱（現 JX日鉱日石エネルギー㈱）入社 同社 経営管理第２本部広報部長 同社 エネルギー・ソリューション本部エネルギー・ソリューション３部長 JX 日鉱日石石油基地㈱ 常務取締役（現任） 当社 監査役（現任） 0株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上村敏徳氏、池田　亘氏、指宿祐一氏は社外取締役候補者であります。上村敏徳氏、池田　亘氏は社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、各分野での実務経験及び幅広い見識が当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断して、指宿祐一氏はエネルギー分野を中心とした実務経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 上村敏徳氏につきましては、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成４年４月24日開催の定時株主総会において年額１億８千万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億８千万円以内と定めること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、引き続き取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は７名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成４年４月24日開催の定時株主総会において年額３千万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額３千万円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は４名でありますが、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）となります。

第７号議案　退任監査役に退職慰労金贈呈の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社監査役会は本総会終結のときをもって廃止され、各監査役は退任することとなりますので、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、支払の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
濵島（はましま）　健一（けんいち）	平成 24年 6 月	当社監査役就任（現在に至る）
上村（かみむら）　敏徳（としのり）	平成 23年 6 月	当社監査役就任（現在に至る）
池田（いけだ）　洹（わたる）	平成 12年 6 月	当社監査役就任（現在に至る）
指宿（いぶすき）　祐一（ゆういち）	平成 25年 6 月	当社監査役就任（現在に至る）

以　上

会場のご案内

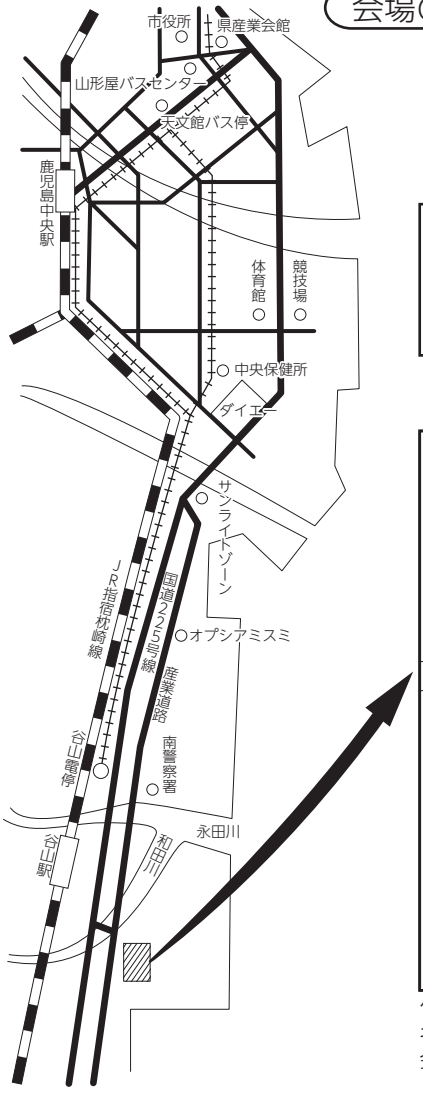

交通のご案内

- 鹿児島空港よりバスで約60分
- 鹿児島中央駅より車で約20分
- 天文館バス停より車で約30分

会場周辺拡大図

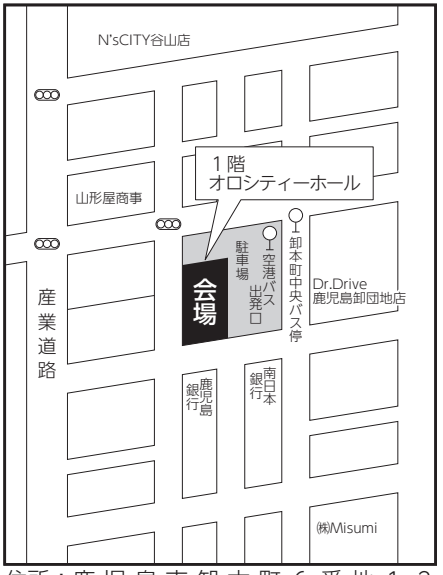

住所：鹿児島市卸本町6番地12
名称：鹿児島総合卸商業団地協同組合会館
会場：1階 オロシティーホール

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

この印刷物は、環境にやさしい植物油インクを使用しています。
printed with vegetable oil ink

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。